

消費税増税に代わる 財源を考える

全国の会常任世話人 増本一彦

大企業の「内部留保」が 生み出す「超過利得」に 課税させる

共産党の志位委員長が去る2月8日の衆議院予算委員会で、この10年間に大企業が空前の利益を得たのに、国民の暮らしも経済も豊かにならないのは何故か、と問題提起をして、それは労働者の賃金と下請け中小企業の収入が減らされて、巨額の「内部留保」となって蓄積されたからだと政府を追及しました。

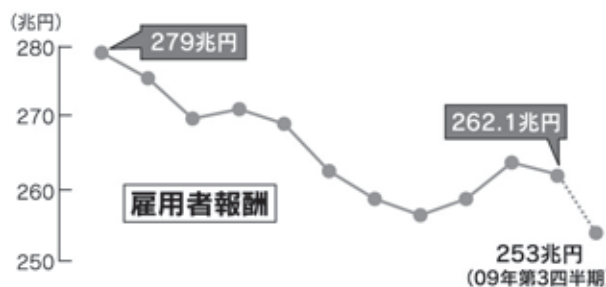
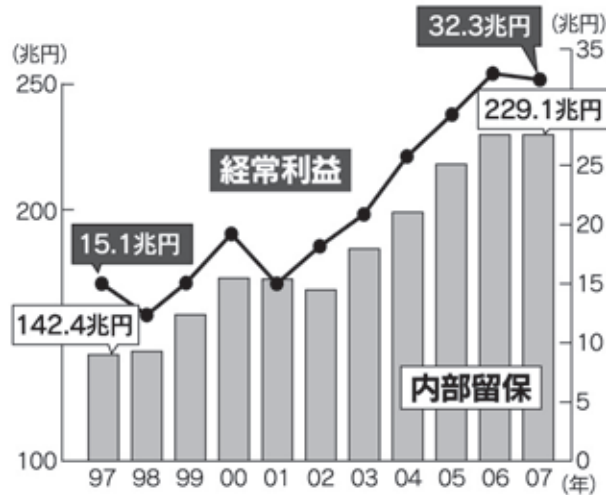
こうして、「内部留保」は一躍国政上の大きな焦点となりました。

過度の「内部留保」 ためこみ

この「内部留保」とは、大企業が手にした利潤のうちから株主に配当をし、法人税などの税金を納めたあとの企業に残った利益のことで、利益剰余金といわれています。

この利益剰余金は、会社法で資本の欠損補填などのために一定額の積み立てを義務づけられている利益準備金といわれるもののほか、定款や株主総会の決議で目的を決められたものと別途積立金

大企業の経営利益と内部留保、雇用者報酬の推移



財務省「法人企業統計調査」、内閣府「国民経済計算」から
銀行・保険を除く資本金10億円以上の大企業

の「内部留保」の積み増しをしてきたのです。このような大企業の過度の「内部留保」を国民に還元させて、内需を拡大させることは当然のことです。

内部留保は投資によって さらなる儲けに

09年2月13日付「しんぶん赤旗」の吉川方人さんの「内部留保 雇用のために使えないのか 大企業の言い分を検証する」という記事によると、資本金十億円以上の大企業の製造業の「内部留保」は、97年の87・9兆円が07年には120兆円にも増えていて、製造業本来の機械

設備等への投資額が減って、投機的な有価証券などへの投資額は97年の32・7兆円から07年には66・7兆円に倍増していると告発しています。労働者と下請け中小企業の汗の結晶である「内部留保」の56%がリスクいかな金融取引に使われているのです。

製造業大企業でも「内部留保」の56%が金融資産の運用による新たな儲けを生み出しているのですから、志位委員長の指摘した資本金10億円以上の全大企業の「内部留保」229・1兆円についていえば、おそらく60%以上の金額が金融資産の運用にまわされているでしょう。

大企業の法人税の推移

年	税率
1984年	43.3%
1987年	42.0%
1989年	40.0%
1990年	37.5%
1998年	34.5%
1999年	30.0%

莫大な利益に 低率な法人税

この金融資産運用の資本利回りなどのくらいであるのかは公式には明らかではありませんが、金融資産運用をしている人たちが

のように目的の決められていないものと繰越利益剰余金があります。「内部留保」は準備金、積立金、引当金などの名前がついていますが、現金や預金としてその計上された金額を保有しているのではなく、さまざまに資産形態をとって新たな儲けのために運用されています。

志位委員長の指摘によると、97年から07年の10年間に資本金

10億円以上の大企業は「内部留保」を142・4兆円から229・1兆円に増やし、労働者への支払い賃金は279兆円から262・1兆円に減らされました。下請け中小企業も、この間に単価の切り下げが一段とひどくなり、倒産件数が増大しました。「大企業は肥え太り、労働者と中小企業は枯れ、衰える」というくらいに、大企業は過度

50%の「超過利得税」を 大企業は税の負担能力は 十分にある

そこで、私は、このような「内部留保」の金融資産運用による儲けについては、50%の税率の「超過利得税」を課税すべきだと考えるのです。これは、「内部留保」自体に課税するのでは

ありませんから、二重課税の非難は当たりません。07年実績で、約7兆円の財源を生み出すことになりました。

それに、法人税率を現行の30%を消費税5%増税以前の37・5%に戻し、株式配当の益金不算入を全面的に禁止して株式配当も課税対象にすれば、大企業からの税収は10兆円を超えてさらに増えることになります。

大企業が株主への高額配当をした後にも、「内部留保」の過度の積み増しができるということとは、労働者と下請け中小企業への支払いに余力のあることと、法人課税の負担能力も充分にあることを証明しています。これらの方策を執っても資本の充実が保障できる余力が大企業にはあるのですから、資本が海外に逃避することもありません。

租税特別措置法などによる大企業の特権的減免税措置を是正する第一歩として、以上の施策の検討を提案したいと思います。